

「減免の対象となる範囲」

1 軽自動車の使用目的

身体障がい者等の通学・通院・通所・生業もしくは日常生活のため。

(※身体障がい者等本人が、実際に運転又は同乗して移動する場合のみ減免の対象となります。)

2 自動車の所有者・運転者・対象となる障がいの程度

区分	自動車の所有者 ※1	自動車の運転者	対象となる障がいの程度
身体障がい者	本人又は 生計を一にするかた ※2	本人	裏面「別表1」 の等級に該当 ※3
		生計を一にするかた	裏面「別表2」 の等級に該当
	本人	常時介護するかた	
知的障がい者	本人又は 生計を一にするかた	本人	重度の知的障がい者で療育手帳に 「A」判定の表示がある場合
		生計を一にするかた	
	本人	常時介護するかた	
精神障がい者	本人又は 生計を一にするかた	本人	精神障害者保健福祉手帳に 「1級」判定の表示があり、 かつ「自立支援医療受給者証 (精神通院)」が交付されている場合
		生計を一にするかた	
	本人	常時介護するかた	
戦傷病者	本人又は 生計を一にするかた	本人	各障がいの等級について、 詳細はお問い合わせください。
		生計を一にするかた	
	本人	常時介護するかた	

※1 「自動車の所有者」とは、軽自動車の登録上の所有者をいい、具体的には車検証(自動車検査証等)の所有者・使用者の欄(所有権留保の場合は使用者の欄)に記載されているかたです。

※2 「生計を一にするかた」とは、原則として「同居の家族」のかたです。

※3 身体障がい者の等級を判断する場合、障がいの部位が複数あるときは、総合等級を各障がいにあてはめて判定を行います。

身体障害者の減免の対象となる障害の範囲 (部分が該当します。)

※ 群馬県以外で交付された手帳をお持ちの方は、「障害の区分」等の表記が異なる場合があります。

別表1 身体障害者ご本人が運転する場合

障害の区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害						
聴覚障害	/					
平衡機能障害	/	/				
喉頭摘出による音声機能障害	/	/				
上肢機能障害						
下肢機能障害						
体幹機能障害				/		
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害						
上肢機能						
移動機能						
心臓機能障害		/				
じん臓機能障害		/				
呼吸器機能障害		/				
ぼうこう又は直腸の機能障害		/				
小腸の機能障害		/				
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害						
肝臓機能障害						

別表2 生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合

障害の区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害						
聴覚障害	/					
平衡機能障害	/	/				
喉頭摘出による音声機能障害						
上肢機能障害						
下肢機能障害						
体幹機能障害						
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害						
上肢機能						
移動機能						
心臓機能障害		/				
じん臓機能障害		/				
呼吸器機能障害		/				
ぼうこう又は直腸の機能障害		/				
小腸の機能障害		/				
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害						
肝臓機能障害						